

スタートアップ公共調達促進事業委託業務
企画提案書募集要領

この要領は、スタートアップ公共調達促進事業委託業務を実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

※ 本事業の実施は、令和8年2月定例愛知県議会における予算の成立及び国の地域未来交付金の交付決定を条件とする。

1 業務名

スタートアップ公共調達促進事業委託業務

2 業務の目的

本県では、2018年度に「Aichi-Startup 戦略」を策定し、STATION Ai を中核としたスタートアップ・エコシステムの形成に取り組んできた。

これまでの本県の取組の成果もあり、県内ひいては全国のスタートアップの数は増加し、創業初期の外部資金の調達に成功するスタートアップの数も増加傾向にある。こうした中で、スタートアップ・エコシステムの発展のために、より事業規模の大きなスタートアップを生み出していくことが本県のみならず全国的な課題として認知されている。

スタートアップの規模を拡大するためには、スタートアップの製品やサービス（以下「製品等」という。）の導入実績を増やすことが必要であるが、そのためには民間だけでなく公共におけるスタートアップの製品等の調達を促進させる必要がある。

3 業務内容

スタートアップ公共調達促進事業委託業務を実施するにあたり、以下の業務を実施する。

<業務内容>

(1) スタートアップ製品等トライアル事業

- ① スタートアップの製品等のトライアルに係る発注
- ② 県内市町村に対するニーズ調査・ユースケースの作成
- ③ 県及び県内市町村とスタートアップとのマッチング
- ④ 県及び県内市町村のトライアルにかかる伴走支援の実施
- ⑤ その他付随業務

(2) 4号随契制度運用支援事業

- ① 県内市町村の4号随契制度の策定支援
- ② 学識経験者からの意見聴取
- ③ 実施計画の策定支援
- ④ 4号随契カタログ作成

(3) 成果報告会の開催

詳細は、「スタートアップ公共調達促進事業委託業務仕様書」による。

4 業務実施上の注意点

- (1) 県の承諾を得た場合を除き、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。業務の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を県と事

前に協議すること。

- (2) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (3) 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (4) 本業務を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を1名配置するとともに、業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (5) 何らかのトラブルが発生した場合は、総括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。
- (6) 受託事業者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。
- (7) 業務実施の打ち合わせを定期的に行い、県が求めた場合は打ち合わせた内容の議事録を速やかに県に提出すること。
- (8) 県等の他の事業との連携など、業務の実施に際しては柔軟に対応すること。

5 提出物

- ・業務報告書（電子データ） 1式
- ・その他、本県が指示したもの

※ 事業実施報告書の電子データは、原則として PDF 及び PDF 変換前の編集可能な拡張子のデータ提出すること。

6 納品場所

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課

7 応募資格

応募資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 愛知県税及び国税が未納でないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (4) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないものでないこと、また、6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (7) スタートアップ支援の実績及び地方公共団体からの業務受託実績を有していること。

8 募集期間

2026年2月20日(金)から2026年3月12日(木)午後5時まで

9 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 委託金額限度額

金 66,885,016 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

ただし、うち 39,600,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）については、「(1) スタート

アップ製品等トライアル事業」においてスタートアップに対して支払うトライアル経費と同額を実績払いするものである。

(3) 契約保証金

愛知県財務規則 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。

(ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第 129 条の 3 の規定に基づき該当する場合は、全額免除する。)

(4) 契約期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日 (水) までとする。

(5) 委託費の支払条件

原則、事業終了後に支払う。ただし、県が必要と認めた場合、前金払いを可能とする。

(6) その他

企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

10 応募方法等

(1) 企画提案書の提出

ア 提出書類

提出書類	注意事項	規格及び制限枚数
①企画提案書 (表紙)	様式 1 を使用	A4 縦 1 枚
②企画提案書 (内容)	自由様式にて記載 (参考様式を参照)	A4 10 枚まで
③経費見積書	様式 2 を使用	A4 縦 2 枚まで
④スタートアップ支援及び地方公共団体の業務受託に関する取組実績	自由様式にて記載	A4 3 枚まで
⑤添付資料	<p>A 令和 8・9 年度愛知県入札参加資格者名簿に登載見込みの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案者の概要が分かるもの ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書 (様式 3 を使用) ・企画提案書の非開示願い (必要な場合のみ) (様式 4 を使用) ・ (共同事業体の場合) 共同事業体協定書の写し、委任状 <p>B 令和 8・9 年度愛知県入札参加資格者名簿に登載見込みのない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案者の概要が分かるもの ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書 (様式 3 を使用) ・企画提案書の非開示願い (必要な場合のみ) (様式 4 を使用) 	—

	<ul style="list-style-type: none"> ・(共同事業体の場合)共同事業体協定書の写し、委任状 ・直近2年間の決算報告書 ・定款、寄付行為の写し ・愛知県税の滞納がないことの証明書(直近のもの)又は愛知県税の納税義務がないことの申出書(様式5を使用) ・法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書(直近のもの) 	
--	---	--

イ 記述する内容等

①企画提案書(表紙)

- ・様式1を使用し、本業務を行うにあたっての基本的情報を記載すること。
- ・文字サイズは12ポイント以上とすること。

②企画提案書(内容)

- (1) 全体方針(基本方針、目的等)
- (2) 事業運営体制(組織体制図)、従事者の実績、経歴、役割分担及び想定稼働日数
- (3) 「スタートアップ製品等トライアル事業」に関する取組内容
- (4) 「4号随契制度運用支援事業」に関する取組内容
- (5) 「成果報告会の開催」に関する取組内容
- (6) スタートアップの製品の活用
- (7) 事業スケジュール
- (8) その他PRポイント

③経費見積書

- ・様式2を使用し、見積額及び備考欄にその積算根拠を記載すること。
- ・単位は円とすること。

④スタートアップ支援及び地方公共団体の業務受託(公共調達に関連する業務が好ましい)に関する取組実績

A4、3枚以内で取組実績を記載すること。

⑤添付書類

- ・提案者の概要がわかるものについては、パンフレット、会社案内用プレゼン資料等とする。
- ・定款・寄付行為の写しについては、法人格を有しない場合は、運営規約に相当するものとする。
- ・様式3及び申告する内容を証明する書類の写しを添付すること。
- ・共同事業体の場合は、共同事業体協定書の写し及び委任状を添付し、構成員ごとに添付資料を提出すること。

ウ 企画提案に当たっての留意事項

- ・企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ・企画提案書の内容が本要領の規定に適合しない場合は無効となる場合がある。
- ・本事業に係る成果物は、県に帰属するものとする。

エ 提出部数

7部とする。

(⑤添付書類について、「提案者の概要が分かるもの」は7部、それ以外は1部とする。)

(3) 提出期限等

ア 提出期限 2026年3月12日(木)午後5時必着

※ 提案書に不備等があり、提出期限までに整備できない場合は、当該企画提案書は無効とし、書類は返却しない。なお、郵送の場合、提出期限の午前中に愛知県に必着のこと。

イ 提出方法

持参、又は郵送(配達証明に限る。)、もしくは信書便(手渡ししたことが証明されるものに限る。)のいずれかとする。

ウ 提出先 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 本庁舎地下1階
愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課
成長支援グループ(担当:金丸)

エ 提出書類の取り扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- ・企画提案は、1事業者1案とする。
- ・提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び選定委員会での使用に限る。)する。
- ・提出された書類の内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

オ 問合せ先

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課 成長支援グループ
(担当:金丸)

TEL:052-954-6859(ダイヤルイン)

E-mail:startup@pref.aichi.lg.jp

(※) 問合せは電子メールで行うこと。電話での問合せは受け付けない。

電子メールでのお問合せの際は、件名(題名)を必ず「スタートアップ公共調達促進事業委託業務・質問」とし、様式6に記載し送付すること。

企画提案書募集に関する質疑の受付期限は、2026年3月3日(火)とする。

なお、問合せへの回答については、問合せのあった申請者宛に電子メールで回答するほか、2026年3月6日(金)までに県スタートアップ推進課のWEBページに掲載する。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/startup/2026-public-procurement.html>)

企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、
公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

1.1 選定事業者数

1者

1.2 審査の実施

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために選定委員会を設置する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書を始めとする書類(以下「提案書」という。)について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。ただし、提案が3件程度を超えた場合は、委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う(選定委員会と同様の基準にて審査)。

審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

選定委員会における審査は、提案書に基づく書面審査及び、下記の提案者によるプレゼンテーションにより行う。

ア プレゼンテーションの実施日時

2026年3月26日（木）

※ 時間は別途指定することとし、指定された時間以外での参加は認めない。

イ プレゼンテーションの実施方法

Zoom ミーティングによるオンラインでの実施

※ ミーティングルームは県で設定のうえ、パスコード等は別途連絡する。

ウ プレゼンテーションにおける注意事項

プレゼンテーションは、1者10分とし、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。プレゼンテーションは提案書に基づいて行うこととし、追加の書類の提出及びZoom ミーティングの画面共有機能の使用は認めない。

※ プレゼンテーションは日本語で行うこと。

(3) 選定基準

委託事業者を選定する際の主なポイントは、以下のとおりとする。

ア 実施方針、実施体制の妥当性

・ 基本方針、スケジュールについて、県が当取組を行う目的を理解した上で適切に検討されているか。

・ 実施・運営体制（組織体制）、実施担当者（専門性）は適切か。

※ 実施担当者はスタートアップの製品やサービスに関する知見及び地方公共団体における調達のルールや文化に関する知見を有しているか。

イ スタートアップ製品等トライアル事業

・ 市町村のニーズを解像度高く聴取可能な手法を採用できているか。地方公共団体向けの製品やサービスを有するスタートアップとの十分なコネクションがあるか。

・ トライアルに繋がるマッチングを質及び数の両面で実施できるか。

・ トライアルの実施にあたり円滑なコミュニケーションを可能とするサポートができるか。本格導入に繋がるようなサポートをできるか。

ウ 4号随契制度運用支援事業

・ 一連の業務を円滑に実施できるような提案ができているか。

・ 4号認定に関する意見聴取をするのに十分な知見を有する学識経験者の候補を提示できているか。

エ スタートアップの製品の活用

本委託事業の実施を通じて、スタートアップの製品を活用できているか。

オ スタートアップ支援実績・公共調達に関する知見やノウハウ・その他PRポイント

スタートアップの支援や公共調達に関する知見・ノウハウを有しているか。その他「イ スタートアップ製品等トライアル事業」及び「ウ 4号随契制度運用支援事業」の評価点に含まれない独自のPRポイントがあるか。

カ 費用対効果

見積もり経費項目や見積金額は、企画内容に照らし適切か。

キ 社会的取組

社会的価値の実現に資する取組を行っている事業者か。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、2026年3月下旬（予定）に全提案者に文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委託事業者選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

（5）契約

- ・選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。また、積算金額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。
- ・候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。

1.3 公募説明会の開催

公募説明会を2月27日（金）15時からオンラインで開催する。参加を希望する場合は、2月26日（木）午後5時までに、「10（3）オ 問合せ先」に記載のメールアドレス宛に、件名（題名）を「スタートアップ公共調達促進事業委託業務公募説明会申込み」とし、本文に企業名、参加者氏名、連絡先電話番号、メールアドレスを記載のうえ、申し込むこと。開催日の正午までにオンライン会議の参加URLを送付する。

1.4 スケジュール（予定）

2026年2月20日 委託事業者の公募開始
2026年2月27日 公募説明会の開催
2026年3月12日 公募締切
2026年3月26日 選定委員会開催
2026年3月下旬 委託事業者決定
2026年4月上旬 契約締結、委託業務開始
2027年3月31日 委託業務完了

1.5 その他

- （1）企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- （2）次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合